

金融サービス仲介業務を行う協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る 売買等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、金融サービス仲介業務を行う協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等について、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会の従業員における不公正取引を防止し、もって資本市場に対する信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 金融サービス仲介業務

金融サービスの提供に関する法律（以下「金サ法」という。）第11条第8項に規定する金融サービス仲介業務をいう。

(2) 従業員

① 対象協会の使用人（出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。）で国内に所在する営業所又は事務所（金サ法第13条第1項第3号に規定する営業所又は事務所をいう。）に勤務する者

② 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく派遣労働者にあつては、金サ法第75条第1項の規定により外務員の登録を受けている者

(3) 上場会社等の特定有価証券等に係る売買等

金融商品取引法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をいう。

(4) 法人関係情報

金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第118条第3号に規定する法人関係情報をいう。

(5) 法人関係部門

主として業務（金融サービス仲介業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門をいう。

(通則)

第3条 協会は、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関し、当該投資は、自己の健全な資産形成を図る観点から行うものであることに鑑み、法令、諸規則

を遵守し、インサイダー取引、投機的利益を目的とした取引その他の不公正取引を行っていると疑念を抱かれることのないよう努めなければならない。

(社内規則の制定)

第4条 協会員は、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関し、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- (1) 従業員の範囲に関する事項
- (2) 売買等の手続に関する事項
- (3) 法令諸規則に規定されるインサイダー取引、職務上知り得た特別の情報に基づく取引及び専ら投機的利益の追求を目的とした取引等の禁止行為に関する事項
- (4) その他対象協会員が必要と認める事項

(法人関係部門に所属する従業員に係る売買等の自粛)

第5条 協会員は法人関係部門に所属する従業員について、原則として自己が担当する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を自己のために行われぬよう社内規則に定めなければならない。

(管理態勢の充実)

第6条 協会員は、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的に検査を行わなければならない。

(個人である協会員及び協会員の役員に対する準用)

第7条 この規則は、協会員が個人である場合には当該個人及び協会員の役員(外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。)について準用する。